

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を払い戻す返戻金は以下を基本としています。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用しません。

期間	返戻金
入社後1ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の 70% 返戻
入社後1ヶ月を超え2ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の 50% 返戻
入社後2ヶ月を超え3ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の 20% 返戻

ただし、求人者との個別の契約において、異なる条件での取り決めを行う場合があります。

許可番号 14-ユ-300276

事業所の名称 シーエスネットワーク株式会社 事業本部

事業所の所在地 神奈川県横浜市西区中央2-41-13 シーエス横浜ビル 5F